

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則</p> <p>目次 (略)</p> <p>第5章 特定行為の制限等 第1節 屋外燃焼行為の制限 (第53条) 第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限等 (第54条・第55条) 第3節 拡声機騒音の規制 (第56条・第57条) 第4節 飲食店等における夜間騒音の防止 (第58条—第60条の2) 第5節 開発行為等に関する工事公害の防止等 (第61条・第62条) <u>第6節 建築物等の解体作業等に係る石綿の飛散の防止 (第62条の2—第62条の18)</u></p> <p>第6章 環境負荷低減行動計画の策定等 (第63条—第66条) (略) 附則</p> <p>第5章 特定行為の制限等 (略) <u>第6節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止</u></p> <p><u>(石綿含有建築材料)</u> <u>第62条の2 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1パーセントを超えるものとする。</u> <u>(1)吹付け石綿</u></p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則</p> <p>目次 (略)</p> <p>第5章 特定行為の制限等 第1節 屋外燃焼行為の制限 (第53条) 第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限等 (第54条・第55条) 第3節 拡声機騒音の規制 (第56条・第57条) 第4節 飲食店等における夜間騒音の防止 (第58条—第60条の2) 第5節 開発行為等に関する工事公害の防止等 (第61条・第62条)</p> <p>第6章 環境負荷低減行動計画の策定等 (第63条—第66条) (略) 附則</p> <p>第5章 特定行為の制限等 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(2)石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>(3)石綿を含有する板状に成形された建築材料（前号に掲げるものを除く。以下「石綿含有成形板」という。）</u></p> <p><u>(事前調査における調査事項)</u></p> <p><u>第62条の3 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1)石綿含有建築材料の使用の有無</u></p> <p><u>(2)石綿含有建築材料が使用される場合にあつては、その種類並びに種類ごとの使用面積及び使用箇所</u></p> <p><u>(事前調査の方法)</u></p> <p><u>第62条の4 条例第67条の2第1項の規定による調査は、次に掲げる方法により行わなければならない。</u></p> <p><u>(1)設計図書その他の資料の確認</u></p> <p><u>(2)目視による確認</u></p> <p><u>2 解体等作業を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、前項各号に掲げる方法によっては建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができないときは、市長が別に定める方法により、当該建築物等の建築材料の一部を試料として採取し、当該試料中の石綿の含有の状況を分析することにより前条各号に掲げる事項について調査を行うものとする。ただし、解体等作業を伴う建設工事を施工するに当たり、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとして石綿の飛散の防止の措置を講じる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(事前調査結果の保存を要する建設工事)</u></p> <p><u>第62条の5 条例第67条の2第2項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。</u></p> <p><u>(1)石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）が使用されている建築物等の解体等作業を伴う建設工事</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(2) 石綿含有成形板が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事</u></p> <p><u>(3) 石綿含有建築材料が使用されていない建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事</u></p> <p><u>（事前調査結果の保存期間）</u>  <u>第62条の6 条例第67条の2第2項に規定する規則で定める期間は、建築物等の解体等作業が完了した日から起算して3年間とする。</u></p> <p><u>（事前調査結果の届出を要する建設工事）</u>  <u>第62条の7 条例第67条の2第3項に規定する規則で定める建設工事は、第62条の5第1号又は第2号に掲げる建設工事とする。</u></p> <p><u>（事前調査結果届出書）</u>  <u>第62条の8 条例第67条の2第3項又は第4項の規定による届出は、事前調査結果届出書（第25号様式の2）により行うものとする。</u></p> <p><u>（周辺住民への周知）</u>  <u>第62条の9 条例第67条の3第1項の規定による表示は、縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 石綿含有建築材料の種類</u></p> <p><u>(3) 石綿含有建築材料の使用の有無について調査を行った年月日</u></p> <p><u>3 条例第67条の3第1項の規定による表示は、特定排出等工事の期間中、行わなければならない。</u></p> <p><u>4 条例第67条の3第2項に規定する規則で定める者は、建築物の全部若</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が石綿排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをいう。</u></p> <p><u>(作業実施基準)</u></p> <p><u>第62条の10 条例第67条の4第1項の作業実施基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等</u>  <u>に使用されている石綿含有成形板を除去するか、又は石綿の飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 特定排出等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</u></p> <p><u>イ 石綿含有成形板を湿潤化して除去すること。</u></p> <p><u>ウ 原則として手作業により原形を保ったまま除去すること。</u></p> <p><u>(2) 石綿含有成形板が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事にあつては、当該石綿排出等作業の期間中、次に掲げる事項を記載した縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を、公衆の見やすい箇所に設置すること。</u></p> <p><u>ア 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>イ 石綿排出等作業の実施の期間</u></p> <p><u>ウ 石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容</u></p> <p><u>エ 現場責任者の氏名及び連絡先</u></p> <p><u>(実施の届出を要しない石綿排出等作業)</u></p> <p><u>第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める石綿排出等作業は、石綿含有建築材料(石綿含有成形板に限る。)が使用されている建築物（当該建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事に係るものに限る。）の解体の作業であつて当該石綿含有成形板の使用面積の合計が500</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>平方メートル以上であるもの以外のものとする。</u>  <u>(石綿排出等作業実施届出書)</u>  第62条の12 <u>条例第67条の5第1項又は第2項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書(第25号様式の3)により行うものとする。</u>  2 <u>条例第67条の5第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>  (1) <u>石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</u>  (2) <u>石綿排出等作業の工程を明示した特定排出等工事の工程の概要</u>  (3) <u>注文者の氏名又は名称</u>  (4) <u>届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</u>  (5) <u>下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先</u>  <u>(石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者)</u>  第62条の13 <u>条例第67条の6第1項に規定する規則で定める事業者は、作業に係る石綿含有建築材料(石綿含有成形板を除く。)の使用面積の合計が50平方メートル以上であるものを伴う特定排出等工事を施工する事業者とする。</u>  <u>(石綿濃度測定計画届出書)</u>  第62条の14 <u>条例第67条の6第1項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書(第25号様式の4)により行うものとする。</u>  <u>(石綿の濃度の測定)</u>  第62条の15 <u>条例第67条の6第2項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法(平成元年環境庁告示第93号)別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。</u>  2 <u>前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>地点により行うものとする。</u>  <u>(石綿濃度測定結果報告書)</u>  第62条の16 条例第67条の6第2項の規定による報告は、<u>石綿濃度測定結果報告書（第25号様式の5）により行うものとする。</u>  <u>(作業完了報告書)</u>  第62条の17 条例第67条の7の規定による報告は、<u>作業完了報告書（第25号様式の6）により行うものとする。</u>  <u>(特定排出等工事を施工する事業者等の公表)</u>  第62条の18 条例第67条の10第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>違反の事実</u></p> <p>(3) <u>勧告の内容</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事項</u>  <u>(汚染土壌等の処理対策及び管理)</u></p> <p>第72条 条例第82条第1項に規定する規則で定める汚染土壌等の処理対策は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に規定する処理対策の実施に当たっては、<u>あらかじめ、当該処理対策の方法等について周辺住民への周知に努めるとともに、</u>汚染土壌又は地下水の飛散及び流出を防止する対策を講ずること。</p> <p>2 条例第82条第1項ただし書に規定する<u>管理</u>は、汚染土壌又は地下水の人による摂取を防止する<u>ために必要な管理及び</u>拡散を防止する<u>ために必要な管理</u>とする。</p> <p>3 <u>第1項</u>に規定する<u>処理対策及び前項に規定する管理</u>は、市長が別に定める方法により実施するものとする。</p> <p>4 条例第82条第2項に規定する書面は、汚染土壌等処理対策実施計画書（第30号様式）とする。</p>	<p><u>(汚染土壌等の処理対策)</u></p> <p>第72条 条例第82条第1項に規定する規則で定める汚染土壌等の処理対策は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に規定する処理対策の実施に当たっては、汚染土壌又は地下水の飛散及び流出を防止する対策を講ずること。</p> <p>2 条例第82条第1項ただし書に規定する<u>応急の処理対策</u>は、汚染土壌又は地下水の人による摂取を防止する<u>対策</u>、拡散を防止する<u>対策等</u>とする。</p> <p>3 <u>前2項</u>に規定する<u>処理対策</u>は、市長が別に定める方法により実施するものとする。</p> <p>4 条例第82条第2項に規定する書面は、汚染土壌等処理対策実施計画書（第30号様式）とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>5 条例第 82 条第 3 項に規定する書面は、汚染土壤等管理実施計画書（第 30 号様式の 2）とする。</u></p> <p><u>6 条例第 82 条第 4 項に規定する書面は、汚染土壤等処理対策実施報告書（第 31 号様式）とする。</u></p> <p><u>（土壤汚染対策法第 11 条第 1 項の規定により指定された区域の土地における汚染土壤等の管理）</u></p> <p><u>第 72 条の 2 条例第 82 条の 3 第 1 項に規定する規則で定める管理は、汚染土壤又は地下水の人による摂取を防止するために必要な管理及び拡散を防止するために必要な管理とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する管理は、市長が別に定める方法により実施するものとする。</u></p> <p><u>3 条例第82条の 3 第 2 項に規定する書面は、汚染土壤等管理実施計画書とする。</u></p>	<p><u>5 条例第 82 条第 3 項に規定する書面は、汚染土壤等処理対策実施報告書（第 31 号様式）とする。</u></p>
<p>別表11（第42条、第48条関係） （略）</p>	<p>別表11（第42条、第48条関係） （略）</p>
<p>備考</p> <p>1 「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。）以後に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満のものを除く。）にあつては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業所にあつては、当該特定施設が定め</p>	<p>備考</p> <p>1 「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。）以後に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満のものを除く。）にあつては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業所にあつては、当該特定施設が定め</p>

## 改正後

られた日)以後に特定施設を設置して新たに特定事業場(同法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)となったものを含む。

## 様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	指定事業所設置許可申請書	第8条
(略)		
25	開発行為等に関する工事調書	第62条第1項
<u>25の2</u>	<u>事前調査結果届出書</u>	<u>第62条の8</u>
<u>25の3</u>	<u>石綿排出等作業実施届出書</u>	<u>第62条の12</u>
<u>25の4</u>	<u>石綿濃度測定計画届出書</u>	<u>第62条の14</u>
<u>25の5</u>	<u>石綿濃度測定結果報告書</u>	<u>第62条の16</u>
<u>25の6</u>	<u>作業完了報告書</u>	<u>第62条の17</u>
26	環境負荷低減行動計画書	第65条第2項
27	資料等調査結果報告書	第69条第3項
28	土壌調査等(詳細調査)結果報告書	第70条第2項
29	土壌調査等(搬出土壌調査)結果報告書	第70条第2項
30	汚染土壌等処理対策実施計画書	第72条第4項

## 改正前

られた日)以後に特定施設を設置して新たに特定事業場(同法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)となったものを含む。

## 様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	指定事業所設置許可申請書	第8条
(略)		
25	開発行為等に関する工事調書	第62条第1項
26	環境負荷低減行動計画書	第65条第2項
27	資料等調査結果報告書	第69条第3項
28	土壌調査等(詳細調査)結果報告書	第70条第2項
29	土壌調査等(搬出土壌調査)結果報告書	第70条第2項
30	汚染土壌等処理対策実施計画書	第72条第4項

改正後			改正前		
<u>30の2</u>	<u>汚染土壌等管理実施計画書</u>	<u>第72条第5項</u> <u>第72条の2</u> <u>第3項</u>			
31	汚染土壌等処理対策実施報告書	第72条 <u>第6項</u>	31	汚染土壌等処理対策実施報告書	第72条 <u>第5項</u>

第2.5号様式の2

事前調査結果届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等申請届出の届出に関する条例第67条の2第3項又は第4項の規定により、次のとおり届出をします。

特定排出等工事の名称	
特定排出等工事の場所	
特定排出等工事の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定排出等工事の対象床面積	m <sup>2</sup>
事前調査実施日	年 月 日～ 年 月 日
石綿含有建築材料の種類及び 使用面積	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿 _____ m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 石綿を含有する断熱材、保溫材及び耐火被覆材 _____ m <sup>2</sup> 合計 _____ m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 石綿含有成形体 _____ m <sup>2</sup> (詳細は付表のとおり)
	建築物等の概要 <input type="checkbox"/> 建築物 構造・階数 _____ 建築年月日 _____ <input type="checkbox"/> その他工作物 _____
注文者の氏名又は名称及び番 籍地	氏名又は名称 _____ 電話番号 _____
届出をする者の現居責任者の 氏名及び連絡先	氏名 _____ 電話番号 _____
他の者に事前調査を委託した 場合は、その者の氏名又は番 籍及び連絡先	氏名又は名称 _____ 電話番号 _____
連絡先	担当者氏名 _____ 電話番号 _____

備考 1 □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。  
 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、判断することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

付表

	使用箇所	建材の種類	使用面積 (㎡)	事前調査の方法	
				系列施行規則第6.2条の4	
新築				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
	合計			<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
改築				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
	合計			<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
増設				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
	合計			<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号

備考 1 特定非営利活動等以外の建築物等以外の建築物等については、見取図は、主要な法及び面積含有率等建築材料の使用箇所を記入してください。  
 2 指定が人欄で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に表記されているものとして下さい。

第2-5号様式の3

石綿排出等作業実施届出書

年 月 日

（送先）川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名  
印  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の5第1項又は第2項の規定により、次のとおり届出ます。

特定排出等工事の名称	
特定排出等工事の場所	
石綿排出等作業の実施の期間	年 月 日～ 年 月 日
石綿含有建築材料の種類及び使用箇所	見取図のとおり
石綿含有建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>
石綿排出等作業の手法	別紙のとおり
石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 構造・階数 床面積 m <sup>2</sup>
	<input type="checkbox"/> その他の建物
参考文献の氏名又は名称	
届出をする者の親身責任者の氏名及び連絡先	氏名 電話番号
申請人が石綿排出等作業を実施する場合の当該申請員の親身責任者の氏名及び連絡先	氏名 電話番号 担当部署 担当者氏名 電話番号
送付先	

- 備考 1 ①のある欄には、該当する①内に印を記載してください。
- 2 特定排出等工事の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、①要寸法及び②石綿含有建築材料の使用箇所を記入してください。
- 3 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第92条の1第3項第1号に規定する事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同規則第9号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなします。
- 4 見取図の用紙の大きさは、図面、表等をもとに、A4としてください。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正後

改正前

別紙

石綿排出等作業の方法

石綿含有成形物の処理方法	
使用する資材及びその種類	
その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法	
提示板 設置予定年月日	年 月 日
設置場所	見取図のとおり

- 備考 1 この様式は石綿排出等作業ごとに作成してください。
- 2 その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第82条の10第1号に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容等を記載してください。
- 3 露等の設置状況、埋蔵化及び等作業の実施状況を示す見取図を添付してください。見取図は、主要寸法を記入してください。

改正後

改正前

第2-5号様式の4

石綿濃度測定計画届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号  
 住 所  
 氏 名 印  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定排山等工事の名称		
特定排山等工事の場所		
石綿含有建築材料の使用面積	㎡	
石綿排山等作業の開始前	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の方法	見取図のとおり
石綿排山等作業の期間中	石綿排山等作業の場所	石綿排山等作業の場所：見取図のとおり
	及び測定実施予定年月日	石綿排山等作業の実施期間（未作業日数）： 年 月 日～ 年 月 日（ 日） 年 月 日
	測定の方法	見取図のとおり
石綿排山等作業の完了後	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の方法	見取図のとおり
測定をする者の氏名又は名称及び郵便番号	氏名又は名称 電話番号	
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号	

- 備考 1 2回以上濃度測定を行わなければならない場合には、石綿排山等作業の期間中の間に測定実施予定年月日を含めて記入してください。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正後

改正前

第25号様式の5

石綿濃度測定結果報告書

年 月 日

〔宛先〕川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第2項の規定により、次のとおり報告します。

特定排出等工事の名称	
特定排出等工事の場所	
石綿排出等作業の実施期間（実作業日数）	年 月 日～ 年 月 日（口）
石綿濃度測定の結果	別添のとおり
石綿濃度測定計画提出年月日	年 月 日
測定をした者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 郵便番号
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号

- 備考 1 大気中の石綿濃度の測定結果、測定位置図及び測定状況の記録を添付してください。  
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第2.5号様式の6

作業完了報告書

年 月 日

①宛先) 川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の7の規定により、次のとおり報告します。

特定排出等工事の名称	
特定排出等工事の場所	
石綿排出等作業の完了年月日	年 月 日
作業実施計画と実際の作業の相違点	
作業実施届出日	<input type="checkbox"/> 特定排出等排出等作業実施届出 年 月 日 <input type="checkbox"/> 石綿排出等作業実施届出 担当部署 担当者氏名 電話番号
連絡先	

- 備考
1. □のある欄には、該当する□内に「印」を記載してください。
  2. 実施した石綿排出等作業の工程の概要及び作業中の状況を撮影できる書類（写真など）を添付してください。
  3. 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正後

第28号様式

土壌調査等（詳細調査）結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第9-1条第2項の規定により、次の対象地について詳細調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

名 称	
所 在 地	
詳細調査の種類	<input type="checkbox"/> 表層土壌調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> ボーリング調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 地下水調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> その他の調査 調査結果は別添のとおり

備考 1. □のある欄には、該当する口内に内容を記載してください。  
2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正前

第28号様式

土壌調査等（詳細調査）結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第9-1条第2項の規定により、次の対象地について詳細調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

名 称	
所 在 地	
詳細調査の種類	<input type="checkbox"/> 表層土壌調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> ボーリング調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 地下水調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> その他の調査 調査結果は別添のとおり

備考 1. □のある欄には、該当する口内に内容を記載してください。  
2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正後

改正前

第29号様式

土壌調査等（搬出土壌調査）結果報告書

年 月 日

（署名）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第81条第2項の規定により、次の対象地について搬出土壌調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

名 称	
所 在 地	
搬出土壌調査の種別	<input type="checkbox"/> 表層土壌調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> ボーリング調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> その他の調査 調査結果は別添のとおり

備考 1. □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。  
 2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第29号様式

土壌調査等（搬出土壌調査）結果報告書

年 月 日

（署名）川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第81条第2項の規定により、次の対象地について搬出土壌調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

名 称	
所 在 地	
搬出土壌調査の種別	<input type="checkbox"/> 表層土壌調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> ボーリング調査 調査結果は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> その他の調査 調査結果は別添のとおり

備考 1. □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。  
 2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正後

第30号様式

汚染土壌等処理対策実施計画書

年 月 日

(送付) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第82条第2項の規定により、次の対象地について汚染土壌等の処理対策を実施しますので、その計画を次のとおり提出します。

名 称		
所 在 地		
汚染土壌等の 処理対策の種類	<input type="checkbox"/> 汚染の除去（対象地内対策）	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 汚染の除去（対象地外対策）	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> その他	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 処理中	実施計画の内容は別添のとおり

- 備考 1. □のある場合には、該当する□内に印を記載してください。  
 2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正前

第30号様式

汚染土壌等処理対策実施計画書

年 月 日

(送付) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第82条第2項の規定により、次の対象地について汚染土壌等の処理対策を実施しますので、その計画を次のとおり提出します。

名 称		
所 在 地		
汚染土壌等の 処理対策の種類	<input type="checkbox"/> 恒久対策（対象地内対策）	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 恒久対策（対象地外対策）	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 処理中	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 緊急の対策	実施計画の内容は別添のとおり

- 備考 1. □のある場合には、該当する□内に印を記載してください。  
 2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

改正後

改正前

第310号様式の2

汚染土壌等管理実施計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(第82条第3項、第83条の3第2項)の規定により、次の対象地について汚染土壌等の管理を実施しますので、その計画を次のとおり提出します。

名 称		
所 在 地		
汚染土壌等の 管 理 の 種 類	<input type="checkbox"/> 大 気 汚 染 防 止 対 策	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 汚 染 土 壌 の 防 止 防 止 対 策	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 地 下 水 の モ ニ タ リ ン グ	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 汚 染 地 下 水 の 防 止 防 止 対 策	実施計画の内容は別添のとおり

- 備考 1. □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。  
 2. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することは代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することとなります。

改正後

改正前

第31号様式

汚染土壌等処理対策実施報告書

年 月 日

(送先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第82条第4項の規定により、次の対象地について汚染土壌等処理対策を実施しましたので、その実施内容を次のとおり報告します。

名 称		
所 在 地		
汚染土壌等の 処理対象の種類	<input type="checkbox"/> 汚染の除去（対象土内対策）	実施の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 汚染の除去（対象土外対策）	実施の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 土の信の封鎖	実施の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 処理期間中の対策	実施の内容は別添のとおり

備考 1. □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。  
2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第31号様式

汚染土壌等処理対策実施報告書

年 月 日

(送先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第82条第4項の規定により、次の対象地について汚染土壌等処理対策を実施しましたので、その実施内容を次のとおり報告します。

名 称		
所 在 地		
汚染土壌等の 処理対象の種類	<input type="checkbox"/> 土内対策（対象土内対策）	実施の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 土外対策（対象土外対策）	実施の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 土壌封鎖中の対策	実施の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 信封の対策	実施の内容は別添のとおり

備考 1. □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。  
2. 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。